会員各先生
埼玉県医師会より周知依頼がございましたのでお知らせいたします。　　草加八潮医師会

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針
（健発第０３３１０５８号平成２０年３月３１日厚生労働省健康局長通知別添）
（令和７年７月１日一部改正）に関するＱ＆Ａ

I.　システム改修やシステム改修にかかる財政的措置等について

１　職域等がん検診情報の把握にかかる健康管理システム改修にかかる費用の負担について、国による補助金や財政的措置の予定はあるか。

（答）

○　健康管理システム改修にかかる補助の予定はございません。

○　職域等がん検診情報の一体的把握は、自治体検診 DX の本格実施（※）以降の本格的な導入を予定しています。

（※）令和 11 年度を予定しています。なお、本格実施に向け、令和７年度から「自治体検診事務デジタル化先行実証事業」を実施することとしており、令和７年度については、本事業費でモデル事業に必要な健康管理システムの改修を行う予定です。

２　職域等がん検診情報の把握にかかる標準化システムにかかる改修や費用の負担について、国による補助金や対応の時期について具体的に示してほしい。

（答）

○　標準化システム改修にかかる補助の予定はございません。

○　なお、健康管理システム標準仕様書（第 4.1 版）改版の公表予定については、令和８年１月頃の見込みです。

３　各保険者や検診機関等において受診状況を国に報告し、国がマイナポータルへ情報登録するというような、個人による情報の入力を必要とせず全体の受診状況を把握するマイナポータルを活用した把握は行われないのか。

（答）

○　現時点では、マイナポータルは、自治体において実施されたがん検診の受診状況等を個人が閲覧できるように活用されています。

○　将来的には、本人同意の下、職域を含む全てのがん検診の受診状況等を、個人による情報入力を必要とせず、自治体において全国的に把握できる体制の構築を検討しており、包括的なデータ把握を目指しています。

II. 地域保健・健康増進事業報告（以下、「事業報告」という。）について

４　令和７年度以降の職域等がん検診情報の把握はいつから開始となるか。また、職域等がん検診情報の把握にかかる事業報告の改訂に関するスケジュールについて、具体的に示してほしい。

（答）

○　今回改正した「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」については、令和８年４月１日から適用となり、職域等がん検診情報の把握については自治体の努力義務となります。

○　令和８年度においては、令和７年度以降に受診した職域等がん検診情報の把握に

努めていただき、令和８年度事業報告で、令和７年度の受診状況について報告いただく予定としています。

○　令和８年度事業報告において職域等がん検診情報の把握にかかる事業報告の改正を予定しており、令和７年度末目処で自治体宛通知を予定しています。

III.　受診勧奨・精密検査受診勧奨への対応・体制整備について

5　職域等がん検診情報を住民から自己申告で収集する際の正確性や信頼性に課題があるが、それでも受診率算定に使用してよいのか。また、職域等がん検診における受診者数や受診率を今後どのように活用していく予定か。

（答）

○　質問票等による自己申告方式を想定していますが、正確性や回答率には限界があることは、検討会等においても指摘されています。

○　そのため、指針において、職域等がん検診の受診者を含む受診者数又は含まない受診者数のそれぞれについて、算定式により計算することとしております。

○　職域等がん検診を含めた受診者数や受診率は、実施主体によらずがん検診を一体的に進め、職域におけるがん検診の実施状況を継続的に把握することができるよう、適切ながん検診の実施に向けた課題を整理するため活用してまいります。

○　なお、厚生労働省において、自治体検診 DX を進めており、最終的には、本人同意の下、正確な受診状況等を把握する仕組みの構築を目指しております。精密検査の要否や精密検査の受診の有無を含めて自治体で把握し、効率的な精密検査の受診勧奨等につながるような体制整備について、引き続き検討してまいります。

6　職域等におけるがん検診にかかる精密検査受診勧奨については、検診を実施した保険者等の役割ではないか。自治体が職域検診にかかる精密検査受診勧奨等を行う必要があるのか。

（答）

○　本来、精密検査受診勧奨は検診の実施主体である保険者が担うべきとの考え方もある一方で、職域等におけるがん検診については、あくまで福利厚生の一部として任意で実施されており、全ての保険者や企業団体等で精密検査受診勧奨が実施されているかは定かではなく、精密検査受診勧奨につながっていない場合もあるとされています。

○　職域等がん検診の受診勧奨や精密検査受診勧奨については、保険者等で実施されている場合もありますが、精密検査未受診であると自治体が把握した場合は、本人が適切に医療機関を受診できるように、自治体は必要に応じて対応できる体制整備が望ましいと考えております。

7　自治体が職域等がん検診情報を把握すべき対象となる者の年齢・実施回数等について、明確な定義はあるのか。

（答）

○　原則として、指針に示されている各がん検診における対象者や実施回数等に準拠することを考えております。

8　指針において検診間隔が複数年に１回とされているがん検診について、個人で職域等がん検診を受診していた場合、次回受診時期まで自治体検診は対象外と考えてよいでしょうか。

（答）

○　本人の職域等がん検診の受診状況等を把握し、自治体検診の受診勧奨の対象であるかを確認した上で、職域等において、指針に基づいたがん検診と同様の検診を受診したことが確認された者に対しては、自治体は、次回の受診時期まで受診勧奨を行う必要はありません。

9　職域等がん検診情報に関する質問票の送付や受診勧奨にかかる具体的な手法について示していただきたい。また、この対応にあたって、国による財政的措置の予定はあるのか。

（答）

○　各自治体において現時点で実施されているがん検診の案内や受診勧奨の通知等を活用し、二次元コード等を用いて受診状況を把握すること等を想定しており、紙媒体の複数回の送付等は想定しておりません。また、職域等がん検診情報を踏まえた受診勧奨や精密検査受診勧奨についても、既存の媒体や二次元コードを活用して実施することが可能と想定しています。

○　具体的な事例としては、第 43 回がん検診のあり方に関する検討会の資料２において、職域等がん検診情報の把握に係る自治体の取組事例をお示ししているところです。

○　財政的措置については、現時点では予定はございません。

10　指針において、職域等がん検診の受診情報を把握するにあたっての具体的な項目については別紙の様式例１から５までを参照することとされているが、様式例にある問②（がん検診として受診したものが含まれますか）において、市区町村が実施した検診と、勤め先又は健康保険組合等が実施した検診の区別をつける必要はあるのか。また、「わからない」という回答や無回答の場合は、どのように対応すればよいのか。

（答）

○　指針で示す様式例の問②については、市区町村が実施するがん検診と職域等がん検診を明確に区別して回答を求めるものではなく、市区町村や勤め先、人間ドック等に関わらず、「がん検診」として対象者が受診したのかを包括的に把握し、未受診と把握できた者に対しては、適切にがん検診を受診できるよう受診勧奨することを目的しています。

○　様式例には、検診実施主体にかかる項目を設けていませんが、自治体検診受診者は、各自治体において受診者名簿等で把握できていると承知しております。この受診者名簿等を活用し、各自治体において地域保健・健康増進事業報告等で計上できるよう、自治体検診受診者か否かを判断できる必要はあります。

○　なお、「わからない」という回答や無回答の場合等、過去の受診歴の確認が困難な場合は、未受診者として扱って差し支えありません。

IV. 職域への働きかけについて

11　「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」（健生発 0701 第 9 号令和 7 月 1 日付）の通知に、「関係団体」に対して周知するよう示されているが、具体的にどのような関係団体を指すのか。

（答）

○　ご指摘の通知にある「関係団体」とは、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん検診の実施と精度管理に関わる、様々な団体等を指します。

○　各自治体において、従前から連携している検診機関や地域医師会、職域等がん検診情報の把握の取組にあたって御理解・御協力を依頼したい機関等に適宜周知いただくようお願いいたします。

12　職域（保険者や企業等）側に対して、国からの通知や協力要請の実施予定はあるか。

（答）

○　指針は自治体におけるがん検診を対象としているため、自治体を対象として指針改正を通知しました。

○　なお、がん検診のあり方に関する検討会では、職域の実施主体への協力要請も重要であるとの議論もありましたので、保険者や企業等に向けた国からの情報発信等については、今後検討してまいります。

13　職域等がん検診情報の把握や受診勧奨の根拠となる法的位置づけを示して欲しい。

（答）

○　健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331026 号厚生労働省健康局長通知）の別添　健康増進事業実施要領（※）において、自治体における対象者は住民であり、健康増進事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましいとされております。

○　この健康増進事業実施要領に基づき、職域等がん検診情報の一体的把握に努めていただき、住民ががん検診や精密検査を適切に受診できるように、必要に応じて自治体からも介入を行うような体制整備を進めていただきたいと考えております。

（※）健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 に基づく健康増進事業について（抄）（平成 20 年 3 月 31 日付け健発第 0331026 号厚生労働省健康局長通知）

別添　健康増進事業実施要領

第 3　健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業

1　総論

(1)　種類

健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業は、次のとおりとする。

①～⑤　（略）

⑥　がん検診

がん検診及びがん検診の結果に基づく指導等を行う。

がん検診の具体的な種類及び実施方法等については、別途定めるところによる。

(2)　健康増進法第 19 条の 2 に基づく健康増進事業(以下「健康診査等」という。)の結果に基づき、必要な指導を行う。特に、医療機関での受診が必要な者又は生活習慣の改善が必要な者に対しては、個別に指導する。なお、より適切な指導のため、日常診療、人間ドック、献血等の健康増進事業以外の機会に実施された検査等の結果についても活用することが望ましい。